

平成30年2月28日
国立研究開発法人
日本原子力研究開発機構
敦賀事業本部

原子炉廃止措置研究開発センター（ふげん）の
廃止措置計画等の変更申請について

当機構は、原子炉廃止措置研究開発センター（ふげん）の使用済燃料について、海外再処理を視野に検討を進め、技術的な目途がついたことから、本日、原子炉等規制法^{*1}に基づき、原子力規制委員会に対して、廃止措置計画変更認可申請を行いました。

あわせて、「使用済燃料の処分の方法」について記載内容を変更することとし、同法^{*2}に基づき、原子力規制委員会に対して、原子炉設置変更許可申請を行いました。

*1：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の3第3項において準用する同法第12条の6第3項

*2：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の8第1項

(添付資料)

添付-1 ふげんの廃止措置計画変更認可申請の概要について

添付-2 ふげんの原子炉設置変更許可申請の概要について

以上

(原子力規制委員会への提出資料)

[新型転換炉原型炉施設 廃止措置計画変更認可申請書](#)

[新型転換炉原型炉施設 原子炉設置変更許可申請書](#)

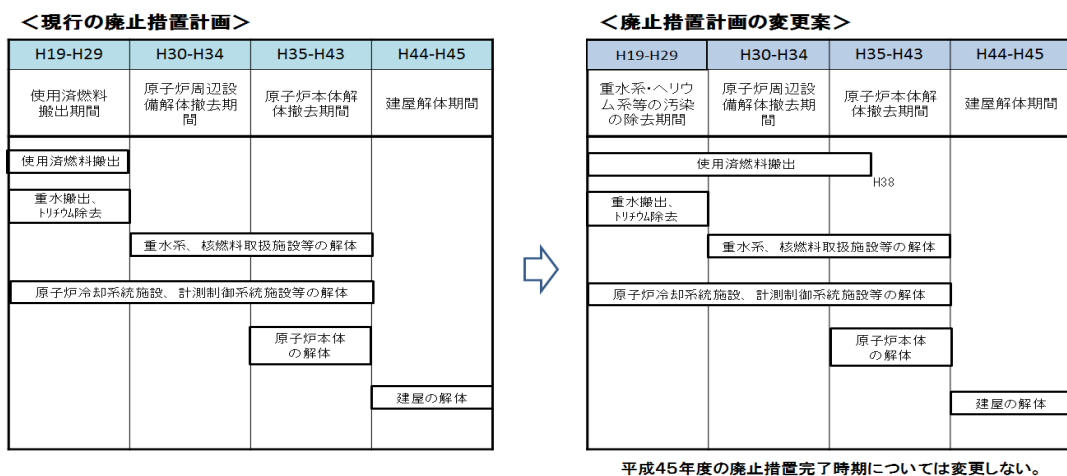
ふげんの廃止措置計画変更認可申請の概要について

ふげんの使用済燃料については、海外再処理を視野に検討を進め、今般、技術的な目途がついたことから、廃止措置計画について、①使用済燃料搬出工程の変更、②使用済燃料搬出工程変更に伴う変更等の変更申請を行った。

【主な変更点】

①使用済燃料搬出工程の変更

- 使用済燃料の搬出完了時期を平成29年度から平成38年度に変更する。



②使用済燃料搬出工程変更に伴う変更

使用済燃料の搬出先の記載の変更

- 核燃料物質の措置に係る記載を以下のとおり変更する。

現行：「機構内再処理センターの再処理施設において全量を再処理する。」

変更後：「国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者に全量を譲り渡す。」

- 核燃料物質の搬出計画に係る記載を以下のとおり変更する。

現行：「平成29年度までに機構内再処理センターの再処理施設へ全量を搬出する予定である。」

変更後：「平成38年度までに国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者の再処理施設へ全量を搬出する予定である。」

使用済燃料搬出完了までの維持管理と解体撤去

- 使用済燃料の貯蔵に必要な設備（燃料貯蔵プール水冷却浄化系等）については、使用済燃料の搬出が完了するまでその機能を維持管理する。
- 使用済燃料の搬出の期間に並行して行う原子炉周辺設備や原子炉本体の解体撤去は、使用済燃料の貯蔵に必要な設備の機能に影響を与えない範囲で行う。

解体撤去物の保管場所の明確化

- 現行の廃止措置計画書に記載している建屋内に保管する解体物の保管区域について、クリアランス測定・搬出までの保管等も踏まえ、保管場所とその容量を明確に記載する。

ふげんの原子炉設置変更許可申請の概要について

ふげんの使用済燃料については、海外再処理を視野に検討を進め、今般、技術的な目途が見ついたことから、「使用済燃料の処分の方法」について記載内容を変更することとし、原子炉設置変更許可の申請を行った。

「使用済燃料の処分の方法」の記載内容の変更

現 行：「使用済燃料は、当事業団再処理施設にて再処理を行なう。」

変更後：「使用済燃料は、国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者に全量を譲り渡す。」